

“「五つ星ひょうご」ロゴ”取扱要領

(目的)

第1 「五つ星ひょうご」のロゴ（以下「ロゴマーク」という。）は、選定商品に貼付するなど広く周知することにより、「五つ星ひょうご」の統一ブランド名の知名度向上及び「五つ星ひょうご」選定商品の販路拡大を目指す。

(定義)

第2 ロゴマークの規格は、別紙に定めるとおりとする。

(使用承認の申請等)

第3 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書を、公益社団法人兵庫県物産協会（以下「兵庫県物産協会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 選定商品の製造又は販売の権利を有する事業者（以下、「選定事業者」という。）が選定商品のパッケージ・容器等に表示する場合
- 二 選定事業者が自社のパンフレット、ホームページ等において選定商品の紹介をする場合
- 三 その他、公益社団法人兵庫県物産協会（以下「兵庫県物産協会」という。）が適当と認めた場合

(使用承認)

第4 兵庫県物産協会は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その使用を承認するものとする。

- 一 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがある場合
- 二 「五つ星ひょうご」のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- 三 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのある場合
- 四 その他、兵庫県物産協会がロゴマークの使用について不適當であると判断した場合

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書により承認するものとする。

(使用の制限)

第5 ロゴマークは、次のいずれかに該当するときは、使用することができな

い。

- 一 自己のシンボルマーク又は商標として使用する時
- 二 その他、ロゴマークの使用について、兵庫県物産協会が適切でないと認めるとき

(使用料)

第6 ロゴマークの使用料は、無償とする。

ただし、この要領に反し、ロゴマークの無断使用及び目的外使用が判明した場合においては、兵庫県物産協会は使用者に対し、その撤去を命じるとともに不法行為による損害賠償を請求することができる。

(データの提供)

第7 兵庫県物産協会は、選定事業者に対してロゴマークの電子データを提供する。

2 前項に基づき提供を受けた使用者は、電子データを適切に管理しなければならない。

3 故意又は過失により電子データが漏洩し、兵庫県物産協会に損害が生じた場合は、その補填をしなければならない。

(報告及び調査等)

第8 兵庫県物産協会は、選定事業者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 兵庫県物産協会は、前項によりロゴマークの使用が適切でないと認めるときは、使用を中止させることができる。

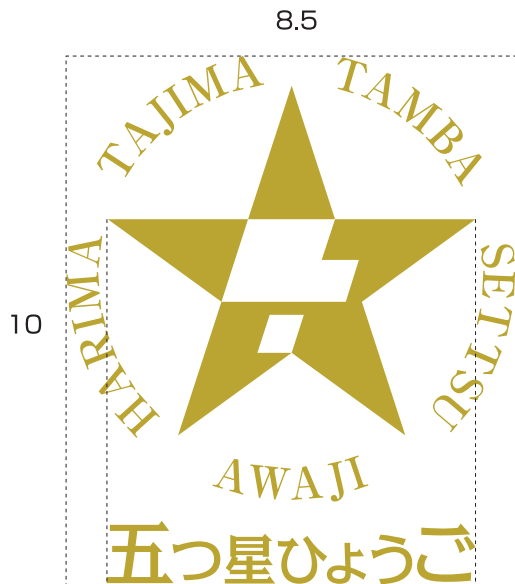
附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年1月4日から施行する。

2 この要領は、令和6年7月5日から施行する。

●標準タイプ



●横タイプ

※特別な場合のみ使用可能



●最小表記サイズ

※マークの横幅が15mm



●カラー



【4色分解】 C30 M30 Y100

【特色】 DIC 371

【金箔】

●注意事項

- 基本的には標準タイプをカラーで使用すること。
- 背景に写真や模様等の複雑な柄は使用しないこと。
- 年度表記の書体は『太ゴシックB101』を使用し、所有していない場合はできる限り近似書体で表記すること。
- デザイン的に使用する場合にのみ「年度表記」と「五つ星ひょうご」の文字無しのマークとして使用することができる。